

## 政省令等改正の概要

令和 2 年 1 2 月  
経済産業省貿易管理部  
安全保障貿易管理課

### I. 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考 1】において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 25 条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、外為法第 48 条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制等の対象としている。【参考 2】

各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、輸出令・関連省令・関連告示・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除等し、併せて、その他所要の改正を行う。

なお、本改正の施行日は、令和 3 年 1 月 27 日（水）としている。

#### 【参考 1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974 年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は 48 か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に 1985 年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は 42 か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980 年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として 1987 年に発足。参加国数は 35 か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として 1996 年に発足。参加国数は 42 か国。

## 【参考2】関係法令及び略称

### 【法律】

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）：**外為法**

### 【政令】

- 外国為替令（昭和55年政令第260号）：**外為令**
- 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）：**輸出令**

### 【省令】

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）：**貨物等省令**

### 【告示】

- 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成10年通商産業省令第8号）：**告示貨物**
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部改正：**使用技術告示**

### 【通達】

- 輸出貿易管理令の運用について：**運用通達**
- 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について：**役務通達**
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について：**提出書類通達**
- 包括許可取扱要領：**包括許可要領**

## II 改正内容

### 原子力関連（2の項関係）

- 分離用若しくは再生用に設計した装置の解釈の改正【規制内容の明確化】
  - 運用通達2の項【通達】

### 化学兵器関連（3の項関係）

- プロトン化塩類の改正【規制内容の明確化】  
軍用の化学製剤等のうち、「ニージソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩」の規定箇所の改正を行う。
  - 貨物等省令第二条第一項第三号カ【省令】

### 生物兵器関連（3の2項関係）

- 水疱性口内炎ウイルスの解釈の改正【規制内容の明確化】
  - 運用通達3の2項【通達】

### ミサイル関連（4の項関係）

- 推進装置の仕様に関する規定の改正【規制内容の明確化】  
MTCRの合意事項を踏まえ、仕様の改正を行う。また、現行規定の燃料消費量から燃料消費率への改正を行う。
  - 貨物等省令第三条第三号イ【省令】
  - 運用通達4の項【通達】
- 複合サイクルエンジンの解釈の改正【規制内容の明確化】
  - 運用通達4の項【通達】

### 先端材料関連（5の項関係）

- 繊維を使用した成形品の改正【規制緩和】  
WAの合意事項を踏まえ、貨物等省令第四条第二号及び第十七条第一項第二号、第三号、同条第六項第一号の改正、告示貨物からの解除、運用通達にお

いて、改正を行う。

- 告示貨物及び使用技術告示【告示】
- 運用通達5の項【通達】
- 包括許可要領5の項【通達】

■ 合金の製造用に設計した装置の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象の削除（合金の製造用に設計した装置の削除）を行う。また、規定ぶりを合意内容にあわせた改正を行う。

- 貨物等省令第四条第五号【省令】

■ 冷媒用に使用することができる液体に関する規定の改正【規制内容の明確化・規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第一の五の項（十二）【政令】
- 貨物等省令第四条第十一号【省令】
- 運用通達5の項【通達】

■ 無機繊維の仕様の変更【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象の仕様の変更を行う。

- 貨物等省令第四条第十五号【省令】

材料加工関連（6の項関係）

■ 軸受の仕様に関する規定の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲を定める仕様の規定（部分品規定）の改正を行う。

- 貨物等省令第五条第一号【省令】
- 運用通達6の項【通達】

■ 貨物等省令第5条第二号中の工作機械の解釈の改正【規制の明確化】

- 運用通達6の項【通達】

■ 数値制御装置の附属装置の設計に係る技術の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象技術の外延を定める規定の削除を行う。

- 外為令別表の六の項（六）【政令】
- 包括許可要領6の項【通達】

## エレクトロニクス関連（7の項関係）

- マスク又はレチクルのパターン設計プログラムの改正【規制明確化】  
WAの合意事項を踏まえ、規制対象技術の規定ぶりの改正を行う。
  - 貨物等省令第十九条第三項第一号【省令】
  - 役務通達7の項【通達】
  
- シリコンウェハのスライス、研削及び研磨をするために必要な技術の追加【規制強化】  
WAの合意事項を踏まえ、新たに規制対象となる技術の追加を行う。
  - 貨物等省令第十九条第三項第五号【省令】
  - 役務通達7の項【通達】

## 通信関連（9の項関係）

- 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品の除外規定に関する規定の改正【規制強化・規制緩和】  
WAの合意事項を踏まえ、①今回規制の対象となったプログラムによって暗号機能が実現されるものを追加②除外規定の改正（除外される貨物の詳細の規定を削除）、③新たに除外規定の対象となるものの追加を行う。
  - 貨物等省令第八条第九号【省令】
  - 運用通達の9の項【通達】
  
- 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化等にする規定の改正【規制強化】  
WAの合意事項を踏まえ、新たな仕様の追加があったため、規定の改正を行う。
  - 貨物等省令第八条第十号【省令】
  - 貨物等省令第二十一条【省令】
  - 運用通達の9の項【通達】
  - 役務通達の9の項【通達】
  
- 情報システムのセキュリティ管理機能を評価し、若しくは検証するための測定装置に関する規定の改正【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、新たな仕様の追加があったため、規定の改正を行う。

- 貨物等省令第八条第十二号【省令】

■ 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計若しくは改造したプログラムの追加【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、新たな技術の追加があったため、規定の改正を行う。

- 貨物等省令第二十一条第二項第十五号、第十六号【省令】
- 役務通達の9の項【通達】

センサー・レーザー関連（10の項関係）

■ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器に関する規定の改正【規制の明確化】

WAの合意事項（定格平均出力から定格出力への改正）を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第九条第十号イ【省令】

推進装置関連（13の項関係）

■ 液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジンの改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項ではないが、MTCRの合意事項を踏まえ、補正燃料消費量から補正燃料消費率へ改正を行う。

- 貨物等省令第十二条第二号ロ【省令】

■ 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品に関する規定の改正【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、「準軌道用の飛しょう体」の追加を行う。

- 貨物等省令第十二条第四号へ【省令】
- 運用通達の13の項【通達】

■ 超合金の解釈の改正【規制の明確化】

- 運用通達13の項【通達】

■ ファンブレードの仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となるファンブレードの技術の仕様の改正に伴い、規定の改正を行う。

- 貨物等省令第二十五条第三項第二号ヌ【省令】
- 役務通達13の項【通達】

その他（14の項関係）

■ 電気制動シャッターの削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、電気制動シャッターの削除を行う。

- 輸出令別表第一の一四の項（八）【政令】
- 貨物等省令第十三条第七項【省令】
- 運用通達14の項【通達】
- 役務通達14の項【通達】

機微品目（15の項関係）

■ 複合サイクルエンジンの解釈の改正【規制の明確化】

- 運用通達15の項【通達】

その他

上記の改正事項以外に以下について、所要の改正（技術的・修辭的な観点からの修正を含む）を行う。

- 貨物等省令の改正
- 運用通達の改正
- 役務通達の改正
- 包括許可要領の改正
- 提出書類通達の改正